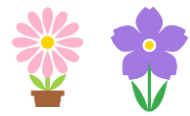


令和元年度 佐伯市花のあるまちづくり事業【後期分】



申請資格	<p>市内を活動の拠点とする団体 ※個人名での申請は不可 (例：自治会、商店街、事業者等で<u>2人以上のもの。</u>) ※申請書と完了報告書(写真添付)を提出できること。 ※植栽箇所に、団体名及び「佐伯市花のあるまちづくり事業」の文字が入った看板等を設置すること。 ※花の植栽及び維持管理ができること。</p>
支給内容	<p>【花苗】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花壇 : 1㎡あたり25ポット ・プランター: 1基あたり3ポット <p>1回の申請につき上限500ポットまで</p> <p>【種子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花壇 : 1㎡あたり1袋 ・プランター: 1基あたり1袋 <p>1回の申請につき上限10袋まで</p> <p>【プランター】</p> <p>1年度につき(前期と後期あわせて)上限100基まで</p> <p>【園芸用土】</p> <p>1㎡あたり1袋(1袋あたり30リットル)</p> <p>1回の申請につき上限20袋まで</p> <p>※応募状況や花苗の生育状況等により、希望する種類や数量を支給できない場合があります。御了承の上、お申込みください。</p>
支給花苗の種類	<p>・パンジー ・ビオラ ・キンセンカ ・キンギョソウ ・ノースポール</p> <p>※上記の5種類から、希望する花苗を選んでください。</p>
支給種子の種類	<p>・かすみ草 ・ネモフィラ ・デルフィニウム ・ホリホック</p> <p>・スプレーストック ・アスター</p> <p>※上記の6種類から、希望する種子を選んでください。</p>
設置場所	<p>道路、公園、広場等、大勢の人の目にふれる場所で管理者の承諾を得ていること。</p> <p>※管理者の承諾を得ていない団体へ、花苗等の支給はできません。</p>
受付期間及び申請方法	<p>8月15日(木)から9月13日(金)までに環境対策課または各振興局に申請書を提出して下さい。</p> <p>※申請書は環境対策課と各振興局地域振興課で配布しています。</p> <p>※佐伯市公式ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>(今年度初めて実施する団体は、申請書に実施箇所の写真の添付が必要です。)</p>
支給期間	<p>10月15日(月)から順次支給予定です。</p> <p>※配達日に指定がある場合は、10月15日以降の日にちを御記入ください。</p> <p>※配達日については、配達業者から直接電話で連絡があります。必ず日中に連絡の取れる電話番号(携帯電話等)を申請者の欄に御記入ください。</p> <p>配達希望日がない場合も、電話連絡は必ずあります。</p> <p>※交通状況等により、配達日が変更になる場合がありますので御了承ください。</p>
問い合わせ先	<p>佐伯市役所 環境対策課 環境企画係 ☎(0972)22-3995 (直通)</p>

